

新旧対照表

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

新				旧			
<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。</p> <p>なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。</p> <p>時間及び区域区分</p>				<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。</p> <p>なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。</p> <p>時間及び区域区分</p>			
時間区分	昼間	朝・夕	夜間	時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで	区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで
第一種区域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下	第一種区域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下
第二種区域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	第二種区域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下
第三種区域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下	第三種区域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下
第四種区域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	第四種区域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下
備考				備考			
<p>一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）第五条の三に規定する特別</p>				<p>一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）第五条の三に規定する特別</p>			

養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

井 旛 郡 酒 々 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオボリス団地の全部の地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
井 旛 郡 栄 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
香 取 郡 多 古 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
香 取 郡 東 庄 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
山 武 郡 九 十	第一種区域	第一種中高層住居専用地域

養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

井 旛 郡 酒 々 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオボリス団地の全部の地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
井 旛 郡 栄 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
香 取 郡 多 古 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
香 取 郡 東 庄 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
山 武 郡 九 十	第一種区域	第一種中高層住居専用地域

九里町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山町	第一種区域	第一種住居地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡横芝光町	第一種区域	工業専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域
	第三種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域
	第四種区域	近隣商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
長生郡一宮町	第一種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域
	第三種区域	第一種住居地域
長生郡長生村	第一種区域	第一種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域
	第三種区域	第一種中高層住居専用地域
	第四種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
長生郡白子町	第一種区域	第二特別地域
	第二種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
	第三種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	商業地域
	第三種区域	第一種低層住居専用地域
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	商業地域

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条

九里町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山町	第一種区域	第一種住居地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡横芝光町	第一種区域	工業専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第三種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域
	第四種区域	近隣商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
長生郡一宮町	第一種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域
	第三種区域	第一種住居地域
長生郡長生村	第一種区域	近隣商業地域
	第二種区域	第一種中高層住居専用地域
	第三種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第四種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
長生郡白子町	第一種区域	第二特別地域
	第二種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
	第三種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	商業地域
	第三種区域	第一種低層住居専用地域
夷隅郡御宿町	第一種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	商業地域

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和三年二月五日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条

第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

一 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

二 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

#### 附則

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未滿となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

一 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

二 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。